

熊本県自動車税事務所 会計年度任用職員(税務嘱託員)募集案内

1 募集職種

熊本県自動車税事務所では、会計年度任用職員（税務嘱託員）を募集します。

2 職務内容、採用予定人数及び任用期間

職務内容	採用人数	任用期間
・減免受付に係る申請受付、審査等 ・相続人調査に係る調査書作成・発送等 ・その他文書のとりまとめ等の業務	1 人	令和8年 1 月 1 日から 令和8年 3 月 31 日まで

3 勤務条件

(1) 勤務地：熊本県自動車税事務所（熊本市東区東町 4 丁目 1 4 番 3 7 号）

(2) 勤務時間等：

①平日のみ勤務とし、1 ヶ月の勤務日数は 20 日を上限とします。

② 1 日の勤務時間は 6 時間を基本とします。ただし、1 週間の勤務時間が 29 時間を超える週は、5 時間勤務の日があります。

（但し、これにより難い場合は所属長が別に指定した時間とします）

(3) 休憩時間：12:00～13:00

(4) 休日等：土、日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(5) 報酬等（学歴、職歴によって変動があります）

①報酬日額 5 時間：5,775 円～6,930 円、6 時間：6,930 円～8,317 円

②通勤費用 実費相当額を支給

※報酬日額等については、条例等に基づき、額の決定や支給を行います。

(6) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(7) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(8) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(9) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の法の適用職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

4 受験資格

パソコンの基本操作技術を有する方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日程等

- (1) 日 時：令和7年11月27日(木) 午後1時30分から
- (2) 場 所：熊本県自動車税事務所（熊本市東区東町4丁目14番37号）
- (3) 合格発表：令和7年11月28日(金)

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 応募方法

- ・ ハローワーク及び県庁HPで募集を行います。応募される方は、令和7年11月21日(金)までに、県庁HPの「申込書」を自動車税事務所へ持参又は郵送（必着）してください。

※ただし、応募者が予定人数に達した場合は、申込みを締め切ります。

- ・ 持参の場合の受付は、平日8:30～17:15です。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きしてください。

8 採用方法

- ・ 合格者のうち、成績が上位の者から採用します。
- ・ 合格の有効期間は令和8年3月31日です。
- ・ 任用期間中に欠員が生じた場合は、成績の次点の者から繰り上げて採用します。

9 学歴及び職歴の証明について

採用者は、報酬等の額を確定するために、採用決定後に学歴及び職歴について在職証明書を提出していただきます。

なお、提出期限は令和7年12月9日(火)とします。

- (1) 学歴：短大卒以上の方は、卒業証書、卒業証明書等のコピーをご提出ください。
- (2) 職歴：今回従事する業務と同一の職務（地方自治体の税務課等）に従事したことがある方は、別紙の在職証明書をご提出ください。なお、熊本県（知事部局、企業局、教育委員会）での職歴については証明書の提出は不要です。

【連絡先】 〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14番37号

熊本県自動車税事務所 担当：筒井

電話 096-368-4020